【技適・認証の対象となる特定無線設備等】

特定無線設備の種別 証明規則 第２条第１項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
1	第１号の９	Ｓ	ＳＳＢ (第２条第１項 第１号の９)	設備規則第４章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの(第 25 号から第 25 号の３までに掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
2	第１号の 10	Ｄ	デジタル	設備規則第４章においてその無線設備の条件が定められている F1B 電波、F1C 電波、F1D 電波、F1E 電波、F1F 電波、F1N 電波、F1X 電波、G1B 電波、G1C 電波、G1D 電波、G1E 電波、G1F 電波、G1N 電波又は G1X 電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの(第 25 号の４から第 25 号の６まで及び第 72 号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
3	第１号の 11	Ｆ	Ｆ３Ｅ等 (第２条第１項 第１号の 11)	設備規則第４章においてその無線設備の条件が定められている F2A 電波、F2B 電波、F2C 電波、F2D 電波、F2N 電波、F2X 電波又は F3E 電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第１	Ⅲ
4	第１号の 12	Ｂ	特定ラジオマイク	設備規則第 49 条の 16 においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 0.01W 以下(1,240MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、0.05W 以下)のもの	第１	Ⅲ
5	第１号の 12 の２	ＣＵ	デジタル 特定ラジオマイク	設備規則第 49 条の 16 の２においてその無線設備の条件が定められているデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 0.05W 以下のもの	第１	Ⅲ
6	第１号の 13	ＯＹ	海上用ＤＳＢ	A2D 電波又は A3E 電波 26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第１	Ⅲ
7	第１号の 14	ＰＹ	ＳＳＢ (第２条第１項 第１号の 14)	単側波帯の電波を使用する無線局(施行規則第 15 条に規定する電波の型式を使用することとなる無線局に限る。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの(第１号の９に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
8	第1号の15	ＱＹ	Ｆ３Ｅ等 (第２条第１項 １号の15)	F2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波、F3C電波又はF3E電波54MHzを超え70MHz以下、142MHzを超え162.0375MHz以下、335.4MHzを超え470MHz以下、810MHzを超え960MHz以下又は1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の11, 第16号、第59号及び第60号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
9	第2号	Ｑ	無線標定	A2N電波、NON電波又はPON電波10.525GHz又は24.2GHzを使用する無線標定業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.1W以下のもの	第２	Ⅲ
10	第2号の2	ＲＹ	ラジオ・ブイ	設備規則第49条の4においてその無線設備の条件が定められているラジオ・ブイの局に使用するための無線設備	第２	Ⅲ
11	第3号	Ｏ	市民ラジオ	市民ラジオの無線局(法第4条第2号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
12	第3号の2	ＳＹ	気象援助局	気象援助局(ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
13	第4号の2	ＴＹ	アナログ簡易無線	150MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(142MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの(第4号の5及び第4号の6に掲げるものを除く。)	第４	Ⅲ
14	第4号の4	ＵＹ	無線操縦用簡易無線	27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が1W以下のもの	第４	Ⅲ
15	第4号の5	ＳＶ	デジタル簡易無線局(Ⅰ)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第４	Ⅲ
16	第4号の6	ＴＶ	デジタル簡易無線局(Ⅱ)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(同号チの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	第４	Ⅲa
17	第4号の6の2	ＳＲ	デジタル簡易無線局(Ⅲ)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第４	Ⅲ
18	第4号の6の3	ＴＲ	デジタル簡易無線局(Ⅳ)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(第54条第2号チに規定するキャリアセンスを備え付けているものに限る。) に使用するための無線設備	第４	Ⅲa

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
19	第4号の6の4	ＵＲ	デジタル簡易無線中継局	設備規則第54条第2号の3においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備	第４	Ⅲ
20	第4号の7	ＺＴ	920MHz帯陸上移動局	設備規則第49条の34第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第４	Ⅲa
21	第5号	Ｃ	50GHz帯ＣＲ	50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.03W以下のもの	第１	Ⅲ
22	第6号	ＡＳ	構内無線局等(Ⅰ)	設備規則第49条の9第1号から第3号までにおいてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第49条の34第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(次号から第6号の3までに掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
23	第6号の2	ＢＳ	構内無線局等(Ⅱ)	設備規則第49条の9第1号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するものを除く。)又は同規則第49条の34第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(同項第5号ただし書に該当するものを除く。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲa又はⅢ
24	第6号の2の2	ＺＳ	構内無線局等(Ⅳ)	設備規則第49条の9第1号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するもののうち、同号ニに規定する総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けているものに限る。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
25	第6号の3	ＣＳ	構内無線局等(Ⅲ)	設備規則第49条の9第3号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ハの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲa
26	第6号の4	ＡＰ	構内無線局等(Ⅴ)	設備規則第49条の9第4号又は第5号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
27	第7号	Ｌ	コードレス電話	コードレス電話の無線局(施行規則第6条第4項第1号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
28	第8号	Ｙ	特定小電力機器	特定小電力無線局(施行規則第6条第4項第2号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
29	第9号	Ｖ	ＶＳＡＴ	設備規則第54条の3第1項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第５	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
30	第9号の2	ＳＷ	Ｋａ帯ＶＳＡＴ	設備規則第54条の3第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第５	Ⅱ
31	第9号の3	ＮＲ	スターリンクシステムVSAT地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第3項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
32	第9号の4	ＰＲ	ワンウェブシステムVSAT地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第4項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
33	第10号	ＶＴ	携帯無線通信 陸上移動中継局等	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第14条の表10の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第１	Ⅱ 又は Ⅲ
34	第10号の2	ＶＳ	携帯無線通信 陸上移動中継局等 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。)であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90%を超えるもの	第１	Ⅱ 又は Ⅲ
35	第11号の3	ＸＹ	DS-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第１	Ⅱ
36	第11号の4	ＺＹ	MC-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第１	Ⅱ
37	第11号の5	ＡＸ	DS-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条第1項の表11の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップであって、その空中線電力が160W以下のもの	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
38	第11号の6	ＢＸ	MC-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒 1.2288 メガチップであって、かつ、その空中線電力が160W以下のもの	第1	Ⅲ
39	第11号の6の2	ＸＶ	DS-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
40	第11号の6の3	ＺＶ	MC-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
41	第11号の6の4	ＥＴ	DS-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	第1	Ⅲ
42	第11号の6の5	ＦＴ	MC-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
43	第11号の7	ＭＷ	T-HCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅱ
44	第11号の8	ＮＸ	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの(次号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅱ
45	第11号の8の2	ＸＵ	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (マルチキャリア方式)	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの	第1	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
46	第11号の9	ＮＷ	T-HCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の5第1項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条の表 11 の項(六)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップであって、その空中線電力が160W以下のもの	第1	Ⅲ
47	第11号10	ＰＸ	T-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の5第1項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.2288 メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ
48	第11号の10の2	ＡＵ	T-HCDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の5第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
49	第11号の10の3	ＢＵ	T-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の5第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
50	第11号の10の4	ＧＴ	T-HCDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の5第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの	第1	Ⅲ
51	第11号の10の5	ＨＴ	T-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の5第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの	第1	Ⅲ
52	第11号の11	ＯＷ	TD-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップのもの	第1	Ⅱ
53	第11号の12	ＰＷ	TD-SCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.28メガチップのもの	第1	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
54	第11号の13	ＱＷ	TD-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条の表12の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ
55	第11号の14	ＲＷ	TD-SCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.28メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ
56	第11号の15	ＤＵ	TD-OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の7においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
57	第11号の16	ＥＵ	TD-OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の7においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
58	第11号の17	ＦＵ	TD-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の8においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
59	第11号の18	ＧＵ	TD-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の8においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
60	第11号の19	ＨＵ	SC-FDMA携帯無線通信陸上移動局/携帯移動地球局	設備規則第49条の6の9第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(設備規則第49条の23の7においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。)	第1	Ⅱ
61	第11号の19の2	ＰＳ	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 （ＮＢ－ＩｏＴ）	設備規則第49条の6の9第1項及び第5項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
62	第11号の19の3	ＱＳ	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 （ｅＭＴＣ）	設備規則第49条の6の9第1項及び第6項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
63	第11号の20	ＩＵ	SC-FDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の9第1項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が160W以下のものであって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90%以内のもの	第1	Ⅲ
64	第11号の20の2	ＩＴ	SC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅲ
65	第11号の20の3	ＪＴ	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅲ
66	第11号の20の4	ＲＳ	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が 160W 以下のものであって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	Ⅲ
67	第11号の20の5	ＳＳ	SC-FDMA フェムトセル基地局 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90%を超えるもの	第1	Ⅲ
68	第11号の20の6	ＴＳ	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局・ ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の 90%を超えるもの	第1	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
69	第11号の21	ＪＵ	TDSC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の10第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
70	第11号の21の2	ＩＳ	TDSC-FDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の10第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
71	第11号の22	ＫＵ	TDSC-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の10においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
72	第11号の23	ＪＳ	TDSC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の10第1項及び第5項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
73	第11号の24	ＫＳ	TDSC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の10第1項及び第6項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
74	第11号の25	ＮＵ	OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	Ⅱ
75	第11号の26	ＯＵ	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44μs、963.52μs、1015.6μs又は1067.68μsの自然数倍の値のもの	第1	Ⅱ
76	第11号の27	ＰＵ	OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	Ⅲ
77	第11号の28	ＱＵ	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44μs、963.52μs、1,015.6μs又は1,067.68μsの自然数倍の値のもの	第1	Ⅲ
78	第11号の29	ＤＲ	3.7/4.5GHz帯SC-FDMA/OFDMA携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の12第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(第11号の29の2及び第11号の29の3を除く。)	第1	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
79	第11号の29の2	ＡＱ	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の12第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第3項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
80	第11号の29の3	ＢＱ	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の12第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第4項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
81	第11号の29の4	ＣＱ	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 陸上移動中継局	設備規則第49条の6の12第1項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
82	第11号の30	ＥＲ	3.7/4.5GHz帯SC-FDMA/OFDMA携帯無線通信陸上移動局	設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。)及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
83	第11号の30の2	ＤＱ	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
84	第11号の31	ＦＲ	28GHz帯SC-FDMA/OFDMA携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の12第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備(第11号の31の2及び第11号の31の3を除く。)	第1	Ⅲ
85	第11号の31の2	ＥＱ	28GHz帯 SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の12第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
86	第11号の31の3	ＦＱ	28GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の12第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
87	第11号の31の4	ＧＱ	28GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 陸上移動中継局	設備規則第49条の6の12第2項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
88	第11号の32	ＧＲ	28GHz帯SC-FDMA/OFDMA携帯無線通信陸上移動局	設備規則第49条の6の12第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
89	第11号の32の2	ＨＱ	28GHz帯SC-FDMA/OFDMA 小電力レピータ	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
90	第11号の33	ＪＲ	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の13第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている基地局（第11号の33の2及び第11号の33の3を除く。）に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
91	第11号の33の2	ＩＱ	SC-FDMA/OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の13第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第2項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
92	第11号の33の3	ＪＱ	SC-FDMA/OFDMA 小型基地局	設備規則第49条の6の13第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
93	第11号の34	ＫＲ	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の13においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
94	第12号	Ｋ	アマチュア無線局	アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下(54MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、200W 以下)のもの	第４	Ⅲ
95	第13号	ＡＺ	小電力セキュリティ	小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第6条第4項第3号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
96	第14号	ＢＺ	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (対地静止)	設備規則第49条の18第1号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10W以下のもの	第５	Ⅱ
97	第14号の2	ＡＹ	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (非静止)	設備規則第49条の18第2号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
98	第15号	ＫＹ	加入者系多方向用 基地局	設備規則第49条の19第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
99	第15号の2	ＬＹ	加入者系多方向用 移動局	設備規則第49条の19第1項(第1号を除く。)及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
100	第15号の3	ＭＹ	加入者系対向用 移動局	設備規則第49条の19第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
101	第16号	ＤＺ	テレメータ用等の固定局	54MHz を超え 74.6MHz 以下、142MHz を超え 169MHz 以下又は 335.4MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局の無線設備及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局のうち、他の固定局によってその送信が制御されるものの無線設備であって空中線電力が10W以下のもの(第38号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
102	第17号	ＥＺ	非常警報用固定局	61.79MHz の周波数の電波を使用する非常警報用固定局の無線設備であって空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅲ
103	第18号	ＦＺ	22GHz帯固定局	設備規則第58条の2の6の2においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.5W以下のもの	第１	Ⅲ
104	第19号	WW	2.4GHz帯 高度化小電力 データ通信システム	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局(施行規則第6条第4項第4号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(第19号の2の2に掲げるものを除く。)	第３	Ⅰ
105	第19号の2	ＧＺ	2.4GHz帯小電力 データ通信システム	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第19号の2の3に掲げるものを除く。)	第３	Ⅰ
106	第19号の2の2	ＵＶ	2.4GHz帯 高度化小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
107	第19号の2の3	ＶＶ	2.4GHz帯小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
108	第19号の3	ＸＡ	5GHz帯小電力 データ通信システム 等	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局並びに設備規則第49条の20の2第3項においてその無線設備の条件が定められている 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局に使用するための無線設備(第78号に掲げるものを除く。)	第３	Ⅰ 又は Ⅲa
109	第19号の4	ＨＸ	準ミリ波帯小電力 データ通信システム	設備規則第49条の20第5号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
110	第19号の4の2	ＷＵ	60GHz帯小電力データ通信システム（Ⅰ）	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第３	Ⅰ
111	第19号の4の3	ＷＶ	60GHz帯小電力データ通信システム（Ⅱ）	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10mW以下のもの	第３	Ⅰ
112	第20号の2	ＶＸ	800MHz帯デジタルＭＣＡ	設備規則第49条の7の3においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局(設備規則第3条第6号に規定するデジタル指令局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅱ又はⅢ
113	第20号の3	ＨＲ	高度ＭＣＡ陸上移動局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度ＭＣＡ制御局(同規則第3条第6号の2に規定する高度ＭＣＡ制御局をいう。以下同じ。)の試験のための通信等を行う無線局(高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものを除く。)に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
114	第20号の4	ＩＲ	高度ＭＣＡ制御局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている高度ＭＣＡ制御局又は高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
115	第21号	ＩＺ	デジタルコードレス電話	設備規則第49条の8の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
116	第21号の2	ＡＴ	ＤＥＣＴ準拠方式デジタルコードレス電話	設備規則第49条の8の2の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
117	第21号の3	ＢＴ	ｓＸＧＰ方式デジタルコードレス電話	設備規則第49条の8の2の3においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
118	第22号	ＪＸ	ＰＨＳ陸上移動局	PHSの陸上移動局(施行規則第6条第4項第6号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
119	第23号	ＫＸ	ＰＨＳ基地局	設備規則第49条の8の3第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
120	第23号の2	ＬＸ	ＰＨＳ中継局	設備規則第49条の8の3第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
121	第23号の3	ＭＸ	ＰＨＳ試験局	PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第49条の8の3に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
122	第24号	ＬＺ	38GHz 帯固定局	設備規則第58条の2の7においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
123	第25号	ＲＮ	ＲＺＳＳＢ	設備規則第57条の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅲ
124	第25号の2	ＲＯ	周波数自動選択 ＲＺＳＳＢ	設備規則第57条の2の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第１	Ⅱ
125	第25号の3	ＲＰ	周波数追従 ＲＺＳＳＢ	設備規則第57条の2の2第1項から第3項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅱ
126	第25号の4	ＱＶ	狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項においてその無線設備の条件が定められている単一通信路の基地局及び携帯基地局並びに陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅲ
127	第25号の5	ＤＯ	周波数自動選択 狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が 50W 以下のもの	第１	Ⅱ
128	第25号の6	ＤＰ	周波数追従 狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項から第3項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第１	Ⅱ
129	第26号	ＮＺ	車両感知用 無線標定陸上局	設備規則第48条の2においてその無線設備の条件が定められている車両感知用無線標定陸上局に使用するための無線設備	第２	Ⅲ
130	第28号	ＴＺ	携帯移動衛星通信用 地球局(対地静止)	設備規則第49条の23第1号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
131	第28号の2	ＢＹ	携帯移動衛星通信用 地球局(非静止)	設備規則第49条の23第2号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
132	第28号の2の2	ＧＳ	Ｌ帯携帯移動地球局(対地静止)	設備規則第49条の23の2においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
133	第28号の2の3	ＮＳ	グローバルスター携帯移動地球局	設備規則第49条の23の3においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
134	第28号の2の4	ＯＳ	ＥＳＩＭ携帯移動地球局	設備規則第49条の23の4においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
135	第28号の2の5	ＯＲ	スターリンクシステム携帯移動地球局(非静止)	設備規則第49条の23の5においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
136	第28号の2の6	ＱＲ	ワンウェブシステム携帯移動地球局(非静止)	設備規則第49条の23の6においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
137	第28号の3	ＶＹ	第３種レーダー(Ⅰ)	設備規則第48条第1項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。)	第２	Ⅲ
138	第28号の4	ＲＴ	第３種レーダー(Ⅱ)	設備規則第48条第1項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの(船舶安全法第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。)	第２	Ⅲ
139	第29号	ＵＺ	第４種レーダー(Ⅰ)【旧小型船舶用レーダー】	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、その空中線電力が5kW未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	第２	Ⅲ
140	第29号の2	ＳＴ	第４種レーダー(Ⅱ)	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が200mW以下かつ変調方針が周波数変調であって連続波方式(間欠的連続波方式を除く。)であり、電波の型式がF3N又はQ0Nのもの	第２	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事 設計書の様式	区　分 (注1)
141	第29号の3	ＯＱ	第４種レーダー(Ⅲ)	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が170W以下かつ電波の型式がPON、QON又はVONのもの(前号に掲げるものを除く。)	第２	Ⅲ
142	第30号	ＶＺ	インマルサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24においてその無線設備の条件が定められているインマルサット携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
143	第30号の2	ＬＷ	ＥＳＶ 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の2においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備(14.0GHz を超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であって、空中線の絶対利得が50dB以下のもの、かつ、その空中線電力が50W以下のもの	第５	Ⅱ
144	第30号の3	ＯＴ	ヘリサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の3においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
145	第30号の4	ＭＳ	防災対策 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の4においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
146	第31号	ＷＺ	ルーラル加入者無線	設備規則第49条の25においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの	第１	Ⅱ
147	第31号の2	ＣＸ	60GHz帯 高速無線回線用 基地局	設備規則第49条の25の3第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
148	第31号の3	ＤＸ	60GHz帯 高速無線回線用 多方向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
149	第31号の4	ＥＸ	60GHz帯 高速無線回線用 対向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
150	第31号の5	ＵＴ	80GHz帯高速無線 伝送システム	設備規則第49条の25の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
151	第32号	ＣＹ	狭域通信 システム用移動局	狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
152	第33号	ＤＹ	狭域通信システム用 基地局	設備規則第49条の26第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
153	第33号の2	ＦＸ	狭域通信システム用試験局	狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
154	第38号	ＧＸ	市町村デジタル防災用固定局	設備規則第58条の2の12においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
155	第39号	ＡＷ	空港デジタルＭＣＡ（Ⅰ）	設備規則第49条の15第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
156	第40号	ＢＷ	空港デジタルＭＣＡ（Ⅱ）	設備規則第49条の15第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
157	第41号	ＣＷ	18GHz帯基地局・陸上移動局等	設備規則第49条の25の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
158	第42号	ＤＷ	18GHz帯陸上移動局	設備規則第49条の25の2の2第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
159	第43号	ＥＷ	18GHz帯基地局等	設備規則第49条の25の2の2第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
160	第44号	ＦＷ	18GHz帯固定局	設備規則第58条の2の6においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
161	第46号	ＨＷ	航空移動衛星通信システム	設備規則第45条の21においてその無線設備の条件が定められている航空機地球局に使用するための無線設備	第５	Ⅱ
162	第47号	ＵＷ	超広帯域無線システム(Ⅰ)	施行規則第4条の4第2項第2号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超 広帯域無線システムの無線局」という。)に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第1項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz 以上 10.25GHz 未満の周波数の電波を使用するもの	第３	Ⅰ
163	第47号の2	ＶＵ	26GHz帯超広帯域無線システム	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、24.25GHz 以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの	第３	Ⅰ
164	第47号の3	ＵＯ	超広帯域無線システム(Ⅱ)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第 49 条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第３	Ⅰ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
165	第47号の4	ＵＰ	超広帯域 無線システム(Ⅲ)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第 49 条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第３	Ⅰ
166	第48号	ＶＷ	1.5GHz帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の3の2においてその無線設備の条件が定められている 1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
167	第49号	ＧＶ	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ 又は Ⅲ
168	第51号	ＩＶ	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
169	第52号の2	ＫＴ	OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
170	第52号の3	ＬＴ	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
171	第53号	ＫＶ	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第49条の29においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ 又は Ⅲ
172	第54号	ＬＶ	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の29第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
173	第54号の2	ＭＴ	TD-OFDMA/TD-SCFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の29第1項、第2項、第5項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
174	第54号の3	ＮＴ	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
175	第54号の4	ＵＳ	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局 （ｅＭＴＣ）	設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
176	第54号の5	ＬＲ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局	設備規則第49条の29の2第1項、第2項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
177	第54号の5の2	ＫＱ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス フェムトセル基地局	設備規則第49条の29の2第1項、第6項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
178	第54号の5の3	ＬＱ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス小型基地局	設備規則第49条の29の2第1項、第7項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
179	第54号の5の4	ＭＱ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス 陸上移動中継局	設備規則第49条の29の2第1項、第5項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
180	第54号の6	ＭＲ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
181	第54号の6の2	ＮＱ	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス 小電力レピータ	設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅱ
182	第57号	ＯＶ	地上デジタル放送用 ギャップフィラー	設備規則第37条の27の10及び第37条の27の11においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第６	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
183	第57号の2	ＵＵ	地上デジタル放送用ギャップフィラー(受信障害対策中継放送用)	設備規則第37条の27の10から第37条の27の11までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第６	Ⅲ
184	第57号の3	ＤＳ	エリア放送用 地上一般放送局	設備規則第37条の27の24及び第37条の27の25においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
185	第57号の4	ＧＦ	ラジオ放送用 ギャップフィラー	設備規則第35条から第37条の2までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が0.25W以下のもの	第６	Ⅲ
186	第58号	ＲＵ	簡易型 船舶自動識別装置	設備規則第45条の3の4第3項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置	第１	Ⅲ
187	第59号	ＳＵ	簡易型国際ＶＨＦ (据置型)	F2B電波又はF3E電波156MHzを超え157.45MHz以下の周波数を使用する空中線電力が25W以下の無線設備であって、船舶局に使用するためのもの(次号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
188	第60号	ＴＵ	簡易型国際ＶＨＦ (携帯型)	F2B電波又はF3E電波156MHzを超え157.45MHz以下の周波数を使用する空中線電力が5W以下の携帯して使用するための無線設備であって、船舶局に使用するためのもの	第１	Ⅲ
189	第61号	ＺＵ	200MHz帯 広帯域 移動無線通信用 基地局等	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
190	第61号の2	ＷＳ	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 基地局等 (インターリーブ)	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	第１	Ⅲ

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
191	第62号	ＣＴ	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第１	Ⅲ
192	第62号の2	ＸＳ	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等 (インターリーブ)	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	第１	Ⅲ
193	第63号	ＷＴ	700MHz帯高度道路 交通システム 固定局又は基地局	設備規則第49条の22の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備	第３	Ⅲ
194	第64号	ＸＴ	700MHz帯高度道路 交通システム 陸上移動局	設備規則第49条の22の2第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
195	第65号	ＦＳ	23GHz帯 無線伝送システム 陸上移動局	設備規則第49条の31においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
196	第66号	ＥＳ	23GHz帯 無線伝送システム 固定局	設備規則第58条の2の11においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
197	第67号	ＬＳ	11/15GHz帯固定局	設備規則第58条の2の5においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
198	第68号	ＴＩ	携帯用位置指示 無線標識	設備規則第45条の3の3の3においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識	第２	Ⅲ
199	第69号	ＹＵ	6.5/7.5GHz帯 基地局・陸上移動局	設備規則第49条の25の2においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
200	第70号	ＹＳ	6GHz帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の4第2項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
201	第71号	ＹＴ	6.5/7.5GHz帯固定局	設備規則第58条の2の4の2においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
202	第72号	ＲＢ	無人移動体 画像伝送システム	設備規則第49条の33においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備	第１	Ⅲ
203	第73号	ＡＲ	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用基地局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備	第３	Ⅲa

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令記号(1又は2文字)	略　称	対象とする特定無線設備	工　事設計書の様式	区　分(注1)
204	第74号	ＢＲ	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動中継局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備	第３	Ⅲa
205	第75号	ＣＲ	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動局	設備規則第49条の20の2第2項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
206	第76号	ＰＴ	150MHz帯ＶＨＦ データ交換装置	設備規則第45条の3の6においてその無線設備の条件が定められているＶＨＦデータ交換装置であって、船舶局に使用するもの	第１	Ⅲ
207	第77号	ＱＴ	400MHz帯デジタル 船上通信設備	設備規則第45条の3の7においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備	第１	Ⅲ
208	第78号	ＸＲ	5.2GHz帯小電力 データ通信システム (自動車内)	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(5,150MHz を超え5,250MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）に使用するための無線設備	第３	Ⅰ
209	第79号	ＹＲ	6GHz帯小電力 データ通信システム （Ⅰ）	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が25mW以下の無線設備	第３	Ⅰ
210	第80号	ＺＲ	6GHz帯小電力 データ通信システム （Ⅱ）	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が25mWを超え200mW以下の無線設備（設備規則第49条の20第4号ルの技術基準が適用されるものを除く。）	第３	Ⅰ

(注１)区分については以下のとおりです。
(Ⅰ)　無線局の免許が不要なもの(コードレス電話、特定小電力機器、無線LAN 等)
(Ⅱ)　無線局免許の包括免許(電波法第27条の2第1項第1号の無線局に限る)が可能なもの
　　(携帯電話端末、衛星電話端末 等)
(Ⅲa)　無線局の登録が必要なもの(5GHz帯無線アクセスシステム等)
(Ⅲ)　無線局の免許が必要なもの(包括免許が可能なもののうち電波法第27条の2第1項第2号の無線局を含む)の無線局であって、簡易な免許手続が適用されるもの(狭帯域デジタル、携帯電話基地局等)